



Comprehensive plan

第 4 部 資料編

総合計画基本構想に関する諮問書と答申書

◎ 基本構想諮問書

市企発第57号
平成18年7月18日

市川三郷町総合計画審議会
会長 青沼茂樹様

市川三郷町長 久保眞一

第1次市川三郷町総合計画基本構想(案)について(諮問)

平成17年10月1日誕生した市川三郷町における、平成19年度を初年度とする新たなまちづくりを総合的に進める、第1次市川三郷町総合計画を策定するにあたり、別添の基本構想(案)の内容について貴審議会の意見を求めたいので、市川三郷町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき諮問いたします。

◎ 基本構想答申書

市総審発第1号
平成19年1月30日

市川三郷町長 久保真一 殿

市川三郷町総合計画審議会
会長 佐藤紀征

第1次市川三郷町総合計画基本構想について（答申）

市川三郷町総合計画審議会条例第2条の規定に基づき、平成18年7月18日付け、市企発第57号で本審議会に諮問されました第1次市川三郷町総合計画基本構想（案）については、審議会を開催し慎重に審議した結果、内容については、別添のとおり若干の修正をしましたが妥当なものと認めました。

なお、構想の推進にあたっては、審議経過の意見に十分配慮していただき、基本構想に基づいた基本計画、実施計画の実現に努力されることを希望します。

市川三郷町総合計画審議会条例

平成17年10月1日

条例第7号

(設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第4項に規定する基本構想について調査及び審議するため、同法第138条の4第3項の規定に基づき、市川三郷町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、市川三郷町総合計画に関する事項について調査及び審議する。

(組織)

第3条 審議会は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 一般住民
- (3) 関係団体の役職員
- (4) 学識経験者

(任期)

第4条 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の定数の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、企画課において処理する。

(補則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

市川三郷町総合計画審議会委員名簿

(敬称略)

条例の区分	氏名	地区・役職等	備考
一般住民	長田 明	三 珠	
	新井 啓子	三 珠	
	小林 茂樹	三 珠	副会長
	水野 哲夫	市 川	
	芦沢 祐子	市 川	
	高取めぐみ	市 川	
	望月 孝	六 郷	
	渡邊 政子	六 郷	
	佐藤 紀征	六 郷	会長(平成18年10月17日から)
関係団体の役職員	木村 亮	都市計画審議会会長	
	齊木 昌和	土地利用審議会会長	平成18年3月29日～平成18年9月30日
	塩島 學	農業委員会会長・ 土地利用審議会副会長	
	塩澤 雄市	教育委員長	
	村松 文次	社会福祉協議会長	平成18年3月29日～平成18年9月30日
	青柳 和人	商工会長	
	小林 節子	女性団体連絡協議会長	
	一瀬 茂夫	町民ワークショップ 会長	
	一瀬 茂	国際交流協会理事長	
学識経験者	有泉 修	三 珠	
	青沼 茂樹	市 川	会長 (平成18年3月29日～平成18年10月17日)
	小跨 美穂	六 郷	
町議会議員	有泉 嗣男	総務教育常任委員長	平成18年3月29日～平成18年9月30日
	石原 一元	厚生常任委員長	平成18年3月29日～平成18年9月30日
	志村 公人	土木産業常任委員長	平成18年3月29日～平成18年9月30日
	内田 利明	総務教育常任委員長	平成18年10月10日から
	望月 隆夫	厚生常任委員長	平成18年10月10日から
	八木 勝	土木産業常任委員長	平成18年10月10日から

総合計画策定にかかる町民ワークショップ設置要綱

(設置)

第1条 市川三郷町総合計画に際し、町民の意見を広く反映させるため、町民ワークショップ(以下「ワークショップ」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワークショップの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画策定における施策の方向性に関する提案
- (2) 総合計画策定における主要プロジェクトに関する提案

(構成)

第3条 ワークショップは公募による町内在住者総数18名以内をもって構成する。なお、公募者が予定数に満たない場合は、町が選考する者をもって調整する。

2 ワークショップは、検討テーマの数に応じ、分科会を設け検討を行うことができる。

(任期)

第4条 委員の任期は、任命日から総合計画審議会による町長への答申日までとする。

(役職)

第5条 ワークショップは、全体会の運営を担う会長、副会長を選出する。選出は、ワークショップ委員の互選をもって行うこととする。

2 会長は、ワークショップを代表するとともに、会議の議長を務める。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときには、その職務を代理する。

(運営)

第6条 ワークショップの運営は、構成員の自主性を尊重する。

(検討結果)

第7条 ワークショップの検討結果は、総合計画策定にかかる専門部会、審議会での議論において最大限尊重するものとする。

(連絡調整)

第8条 ワークショップの連絡調整は、企画課企画政策係において処理する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

町民ワークショップ委員名簿

(敬称略)

氏名	分科会	地区	備考
片山 由男	楽しむまち	市川	公募
三神 光行	楽しむまち	市川	公募
市瀬 百合子	暮らしやすいまち	三珠	公募
笠井 亨祐	楽しむまち	六郷	公募
樋口 正治	楽しむまち	三珠	
河西 研	楽しむまち	三珠	
戸田 佳代子	学ぶまち	三珠	
丹澤 憲子	暮らしやすいまち	三珠	
一瀬 茂夫	学ぶまち	市川	会長
一之瀬 滋輝	暮らしやすいまち	市川	
依田 弘治	楽しむまち	市川	
小林 ますみ	学ぶまち	市川	
高室 伸代	暮らしやすいまち	市川	
伊藤 知博	楽しむまち	六郷	
上田 由美	暮らしやすいまち	六郷	
内藤 力	学ぶまち	六郷	
芦澤 満	暮らしやすいまち	六郷	副会長
加藤 衛至	学ぶまち	六郷	

市川三郷町第1次総合計画策定の経過

年 月 日	会 議 等	検 討 内 容 等
平成18年3月1日～3月17日	アンケート調査実施	無作為抽出3,000人を対象（有効回収数：1,200、有効回収率：40.0%）
平成18年3月1日～3月17日	総合計画策定に伴う町民ワークショップ構成員公募	4人応募、14人指名推薦
平成18年3月29日	第1回総合計画審議会の開催	24人委嘱、経過説明等
平成18年4月21日	第1回専門部会の開催	基本施策の現状把握等 役場各課等から1人（係長以下職員）
平成18年4月28日	第1回町民ワークショップの開催	3分科会ごとに町の長所、短所の意見出し等
平成18年5月16日	第2回町民ワークショップの開催	3分科会ごとに施策の方向性を検討
平成18年6月1日	第2回総合計画審議会の開催	アンケート結果報告等
平成18年6月7日	第2回専門部会の開催	基本施策の方向性の検討等
平成18年6月29日	第3回専門部会の開催	総合計画基本計画の確認等
平成18年7月3日	課長会議の開催	基本構想（案）を提示、確認
平成18年7月10日	課長会議の開催	基本構想（案）を提示、再確認
平成18年7月18日	第3回総合計画審議会の開催	基本構想の諮問
平成18年7月27日	第3回町民ワークショップの開催	重点プロジェクトの検討
平成18年8月10日	第4回町民ワークショップの開催	重点プロジェクトの検討
平成18年8月10日	第4回専門部会の開催	基本計画の策定等
平成18年8月23日	第5回専門部会の開催	基本計画の策定等
平成18年10月17日	第4回総合計画審議会の開催	基本構想の審議
平成18年11月21日	第5回総合計画審議会の開催	基本構想の審議
平成19年1月18日	第6回総合計画審議会の開催	基本構想の審議・参考資料として基本計画添付
平成19年1月31日	第7回総合計画審議会の開催	基本構想の答申
平成19年2月16日	町議会第1回臨時会にて議決	市川三郷町第1次総合計画基本構想

市川三郷町第 1 次総合計画

発行日 平成 19 年 3 月

発 行 市川三郷町

〒 409-3601

山梨県西八代郡市川三郷町市川大門 1790-3

Tel 055-272-1101

編 集 企 画 課
